

横浜市墓地等指定管理者 選定評価委員会

審査報告書

令和8年6月

目 次

1	経緯	2
2	横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 委員	2
3	審査の経過	2
4	応募状況	3
5	応募者の提出書類審査及び面接審査の実施	3
6	審査結果	4
7	審査講評	4
8	評価表	5

1 経緯

舞岡しぜん墓園の第1期指定管理者の選定にあたり、横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、「横浜市墓地等指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」（以下「選定要綱」という。）第2条の規定に基づき、応募者から提出された書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）等を行いました。

このたび、審査が終了し、選定評価委員会として指定候補者を選定しましたので、審査結果を報告します。

2 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 委員

役 職	氏 名	備 考
	青山 勉	戸塚区吉田矢部地区連合会 会長
	池邊 このみ	千葉大学 グランドフェロー
	金子 昭	戸塚区舞岡地区連合会 会長
委員長職務代理者	川端 清道	一般社団法人 日本公園緑地協会 企画調査役
	吉川 美津子	葬儀ビジネス研究所 代表
委 員 長	小谷 みどり	一般社団法人シニア生活文化研究所 代表理事
	関口 雅志	横浜市墓地等設置紛争調停委員会 委員
	福地 誠司	日本公認会計士協会神奈川県会 公認会計士

3 審査の経過

年 月 日	内 容
令和7年12月12日	令和7年度第2回横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 （公募関係書類・評価基準等の決定）
令和8年1月20日 ～8年3月18日	公募実施（本市ホームページに公募要項等を掲載）
令和8年1月28日	公募説明会及び現地見学（横浜市舞岡地区センター中会議室）
令和8年1月28日 ～1月29日	公募要項・業務仕様書に関する質問受付
令和8年2月20日	質問への回答（31件）
令和8年3月18日 ～3月19日	応募書類の受付
令和8年5月15日	令和8年度第1回横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 （書類審査、面接審査及び指定候補者等の決定）

4 応募状況

次の1団体から応募がありました。

- (1) 清光社・横浜植木共同事業体
 - ・代表団体：株式会社清光社
 - ・構成団体：横浜植木株式会社

5 応募者の提出書類審査及び面接審査の実施

- (1) 応募者の資格（制限）について

舞岡しぜん墓園 指定管理者公募要項（以下「公募要項」という。）に定める「資格要件及び欠格事項」への該当の有無について、問題がないことを確認しました。

舞岡しぜん墓園 指定管理者公募要項（抜粋）

5 公募及び選定に関する事項

- (5) 応募条件等について

- ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体。（以下「団体」という。）

- イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること。
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないこと。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市から2年以内に指定の取消を受けたものであること。
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること。
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること。
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式6）」により、市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

(2) 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた評価項目及び配点にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、指定候補者の選定を行いました。

審査は、125点を各評価項目に配分しました。最低基準点は69点（加点項目を除く115点分の6割）とし、各委員の加点項目を除く評価点の平均がこれを満たすことを条件としました。その上で、各委員の加点項目を含む採点結果のうち、最高点の委員と最低点の委員を除いた残りの委員の採点を合計した点数を審査得点（750点満点）としました。

6 審査結果

選定評価委員会において厳正な審査の結果、次の団体を指定候補者として選定しました。

(1) 指定候補者

清光社・横浜植木共同事業体

(2) 審査得点（詳細は評価表のとおり）

643点/750点満点（最低基準点は100点で審査条件である69点以上を満たす）

7 審査講評

舞岡しぜん墓園指定管理者選定に際し、次の点を重視しました。

- 1 安定した財務基盤と運営能力を有し、継続的な管理が可能であるか
- 2 市民に開かれた運営とサービス向上が図られるか
- 3 施設特性や将来のニーズを踏まえた適切な提案がなされているか
- 4 地域との関係性構築および連携が期待できるか
- 5 安全・安心な運営体制が確保されているか 等

以上の視点を踏まえ、選定項目を設定し、厳正な審査の結果、清光社・横浜植木共同事業体を舞岡しぜん墓園第1期の指定候補者として選定しました。

今回の応募は1団体であったものの、当該団体は安定した財務状況を有し、適正な実績や業務ノウハウを備えていることから、墓園管理業務を担う能力があると評価されました。また、市民に開かれた運営方針が示されており、安心して任せられる点も評価されました。

一方で、今後の運営にあたっては、安全・安心の確保をより意識するとともに、新規開設施設における円滑な運営体制が求められます。また、自然環境への配慮や施設特性を生かした取組の充実も期待されます。

さらに、地域との健全な関係構築が重要であり、地元住民等の意見を十分に踏まえながら運営していくことが望まれます。

以上を総合的に勘案し、当該団体を舞岡しぜん墓園の指定管理候補者として適切であると判断しました。今後、これまでの実績を生かしつつ、安全・安心な施設運営が行われることを期待します。

舞岡しぜん墓園 第1期指定管理者応募者 評価結果〔団体A〕

選定評価基準			評価結果									
評価項目	配点		団体名：清光社・横浜植木共同事業体								合計点	
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	H委員		
			最高点	最低点								
1 法人の状況												
(1) 法人の理念・基本方針・財務状況	5	10	5	4	5	4	5	5	5	3	27	
(2) 応募理由	5		5	5	5	5	5	5	5	3	28	
2 管理体制												
(1) 管理の体制	5	15	5	5	5	5	4	4	5	4	27	
(2) 緊急、災害時等の危機管理対策	5		5	5	5	5	5	4	5	3	27	
(3) 個人情報の保護管理	5		5	5	5	5	5	4	5	3	27	
3 施設の運営												
(1) 施設運営の基本方針	5	45	5	5	5	5	5	4	5	3	27	
(2) 管理の質、利用者サービスの取組	10		10	4	10	10	8	8	8	8	52	
(3) 市民協働の取組	10		10	4	10	10	10	8	6	8	52	
(4) 自主事業の取組	10		10	4	10	10	10	8	6	8	52	
(5) 自己評価、利用者ニーズ・要望苦情への対応	5		5	5	5	4	4	4	5	4	26	
(6) 環境への配慮、市内企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	5		5	4	4	4	4	4	4	4	24	
4 施設の維持管理												
(1) 施設管理の基本事項	10	30	10	4	10	10	8	8	6	6	48	
(2) 植栽等の適正管理	10		10	4	10	10	10	8	8	8	54	
(3) 建築物、工作物の適正管理	5		5	5	5	4	5	4	4	3	25	
(4) 施設の安全対策	5		5	4	5	4	5	4	5	3	26	
5 管理経費												
(1) 適正な収支計画	5	10	5	3	4	4	5	4	4	3	24	
(2) コスト削減策	5		5	3	5	4	5	4	4	3	25	
6 公営墓地等の管理実績【一括評価】												
(1) 墓地又は納骨堂の管理実績	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	30	
①小計(評価項目1～6)		115	115	78	113	108	108	95	95	82	601	
			②最低基準点(69点)の判定点(合計点/有効委員数)								100	

7 加算項目【一括評価】												
(1) 市内中小企業等であるか	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	30	
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	2	5	2	2	2	2	2	2	2	2	12	
	3		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
③総合計(評価項目1～7)	125		122	85	120	115	115	102	102	89	643	

※1 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※2 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点(加算項目を除く評価基準項目の合計 115 点満点の 69 点以上)を満たすことが必要です。

※3 審査時の委員数が6名以上の場合は、第2回選定評価委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数が最も高い応募団体を指定候補者、次に点数の高い団体を次点候補者とします。最高点あるいは最低点をつけた委員がそれぞれ複数名いた場合は、それぞれ1名のみを除いて算出することとします。

なお、審査時の委員数が5名以下の場合は、各委員の採点を合計した点数が最も高い応募団体を指定候補者、次に点数が高い団体を次点候補者とします。